本件事業の完成により、必要な幅員が確保された２車線の基幹農道が整備され、効率的かつ安全な交通が確保され、走行時間の短縮等に伴う荷痛みの防止効果など、農業基盤の改善が図られる。また、観光農園等までのアクセス性向上により地域活性化の促進にも寄与する。加えて、交通の分散化により、受益地内交通の安全性向上が図られる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成27年に、同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準を満足するとされている。

また、上記の環境影響調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、準絶滅危惧として掲載されているハチクマが確認されている。オオタカについては、営巣が確認されたが、起業地から離れていることなどから、サシバ及びハチクマについては、営巣は確認されていないことなどから、影響は小さいと予測されている。植物については、保護のため特別な措置を講ずべき種（以下「重要な種」という。）は確認されていない。加えて、本件事業による改変箇所及びその周辺で重要な種が確認された場合には、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、起業者は、山梨県教育委員会と協議を行い、既に発掘調査等が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、農産物の流通の合理化による受益地内の農業基盤の改善を主な目的として、道路構造令による第３種第４級の規格に基づく２車線の農業用道路を新設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間におけるルートについては、中央ルート案（以下「申請案」という。）のほか、申請案の北側ルート案及び南側ルート案の３案について検討が行われている。

申請案と他の２案を比較すると、申請案は、取得必要面積は中位であるが、支障物件が最も少ないことから、土地利用に与える影響は最も少ないこと、施工性に優れ、事業費が最も廉価であること等から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道及び農業用用排水路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、受益地内の道路は幅員狭小区間等が相当あり、車両の円滑な通行に支障をきたしていることから、できるだけ早期に効率的かつ安全な交通を確保する必要があると認められる。

また、沿線である笛吹市長から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　山梨県笛吹市役所

○関東地方整備局告示第百五十五号

第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

関東地方整備局長　大西　亘

(三)(二)(一)

道路の区域名　一般国道一一号

道路の線の種類

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所			
笛吹市一宮町東新居字沢一番一から同町東新居字藤ノ木南一丁目二六三八番一まで	後前	二四〇・〇メートル	二・二キロメートル
笛吹市一宮町東新居字藤ノ木南一丁目二六三八番一から茅ヶ崎市赤羽根一丁目九七八番七まで	後前	二四〇・〇メートル	二・二キロメートル

○関東地方整備局告示第百五十六号

第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

関東地方整備局長　大西　亘

(三)(二)(一)

道路の区域名　一般国道四十六号

道路の線の種類

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長	備考
(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所				
笛吹市一宮町東新居字村神上一番三から同町東新居字向原八三番地の一まで	後前	B・A　二二七・〇メートル	〇・〇キロメートル	起点は、笛吹市一宮町東新居字村神上一番三から北へ二二七・〇メートル進んだ地点とし、終点は、笛吹市一宮町東新居字向原八三番地の一から北へ二二七・〇メートル進んだ地点とする。

○関東地方整備局告示第百五十七号

第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

関東地方整備局長　大西　亘

(三)(二)(一)

道路の区域名　一般国道五十七号

道路の線の種類

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長	備考
(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所				
横浜市中区本牧ふ頭一番一から同市中区千鳥町二九番一まで	後前	三二〇・〇メートル	三・三キロメートル	起点は、横浜市中区本牧ふ頭一番一から東へ三二〇・〇メートル進んだ地点とし、終点は、横浜市中区千鳥町二九番一から東へ四〇〇・〇メートル進んだ地点とする。
横浜市中区千鳥町二九番一から同市中区千鳥町二九番一まで	後前	四〇〇・〇メートル	三・三キロメートル	起点は、横浜市中区千鳥町二九番一から東へ四〇〇・〇メートル進んだ地点とし、終点は、横浜市中区千鳥町二九番一から東へ五〇〇・〇メートル進んだ地点とする。
横浜市中区千鳥町二九番一から同市中区千鳥町二九番一まで	後前	五〇〇・〇メートル	三・三キロメートル	起点は、横浜市中区千鳥町二九番一から東へ五〇〇・〇メートル進んだ地点とし、終点は、横浜市中区千鳥町二九番一から東へ六〇〇・〇メートル進んだ地点とする。
横浜市中区千鳥町二九番一から同市中区千鳥町二九番一まで	後前	六〇〇・〇メートル	三・三キロメートル	起点は、横浜市中区千鳥町二九番一から東へ六〇〇・〇メートル進んだ地点とし、終点は、横浜市中区千鳥町二九番一から東へ七〇〇・〇メートル進んだ地点とする。
横浜市中区千鳥町二九番一から同市中区千鳥町二九番一まで	後前	七〇〇・〇メートル	三・三キロメートル	起点は、横浜市中区千鳥町二九番一から東へ七〇〇・〇メートル進んだ地点とし、終点は、横浜市中区千鳥町二九番一から東へ八〇〇・〇メートル進んだ地点とする。
横浜市中区千鳥町二九番一から同市中区千鳥町二九番一まで	後前	八〇〇・〇メートル	三・三キロメートル	起点は、横浜市中区千鳥町二九番一から東へ八〇〇・〇メートル進んだ地点とし、終点は、横浜市中区千鳥町二九番一から東へ九〇〇・〇メートル進んだ地点とする。
横浜市中区千鳥町二九番一から同市中区千鳥町二九番一まで	後前	九〇〇・〇メートル	三・三キロメートル	起点は、横浜市中区千鳥町二九番一から東へ九〇〇・〇メートル進んだ地点とし、終点は、横浜市中区千鳥町二九番一から東へ一・〇キロメートル進んだ地点とする。